



熊本県公報

号外 第65号
令和3年(2021年)
12月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県税条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 1
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課) 7

規 則

熊本県税条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第40号

熊本県税条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第24条の2を次のように改める。

第24条の2 削除

第24条の3中「承認を受けているゴルフ場利用税」を「規定によりゴルフ場利用税

関係帳簿(同条第1項に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。)に係る電磁的

記録(同条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第33条において同

じ。)の備付けをもって当該ゴルフ場利用税関係帳簿の備付けに代えようとするゴ

ルフ場利用税に、「要件に」を「要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が特

定要件)に従って、電磁的記録の備付けを行ってこの条において「ゴルフ場利用税

関係帳簿(以下この条において「電磁的記録」という。)

に」に係る同項に規定する電磁的記録(以下この条において「電磁的記録」とい

う。)を「電磁的記録」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「(当

該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る電子計算機処理」の次に「(電子計算機を

使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出

力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「法

第750条第1項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であって、

その結果を得ることができ、組み合わされたるものに改め、同号中「電子計

算機処理」を「電子計算機処理システム」の次に「(電子計算機処理システ

ム)を加え、同号を同条第1号とし、同条第2号を削り、同条に次の1号を加

える。

(3) 地方税に関する法令の規定による当該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る電磁的

記録の提示又は提出の要求に応じて行うことができるようにしておくこと。

第24条の3に次の1項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次に掲げる要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴

収義務者が地方税に関する法令の規定による当該ゴルフ場利用税関係帳簿に

係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じて行う場合には、第3号(イ

及びウに係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)をいう。

(1) 当該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を

満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア 当該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又

は削除を行った場合には、これら事実及び内容を正確に確認することができる

こと。イ 当該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の

処理に係る通常期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認するこ

とができること。ウ 当該ゴルフ場利用税関係帳簿に係る記録事項と連

続ゴルフ場利用税関係帳簿を利用する場合、当該連続ゴルフ場利用税関係

帳簿(当該ゴルフ場利用税関係帳簿において同じ。)の記録事項(当該連

続ゴルフ場利用税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを

もって当該連続ゴルフ場利用税関係帳簿の備付けに代えられているも

のである場合には、当該電磁的記録の記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができ、電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

(3) ア 取引年月日、取引金額及び取引先(以下この号において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。

イ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

第32条の19を削る。

第33条を次のように改める。

(軽油引取税関係帳簿の電磁的記録による備付けの要件)

第33条 条例第98条の12第3項の規定により軽油引取税関係帳簿(同条第2項に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録の備付けをいつて当該軽油引取税関係帳簿の備付けに代えようとする場合の電磁的記録の備付けについては、第24条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第98条の12第3項」と、「ゴルフ場利用税関係帳簿」とあるのは「軽油引取税関係帳簿」と、同条第1項中「同条第1項」とあるのは「同条第2項」と、「この条及び第33条」とあるのは「この条」と、同条中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」とあるのは「販売業者」と読み替えるものとする。

別記第14号の2の4様式備考第3号を削る。

別記第14号の3様式を次のように改める。

別記第14号の3様式 (第7条の2関係)

相続人代表者指定(変更)届出書				
熊本県 広域本部長 様 熊本県自動車税事務所長				年 月 日
相続人代表者 住(居)所(所在地) 氏名(名称) 法人番号 <input style="width: 100px;" type="text"/>				
次のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。				
被相続人	死亡時 住(居)所			
	氏名	死亡 年月日	年 月 日	
相 続 人	氏名 (名称)	住(居)所 (事務所・事業所の所在地)	被相続 人との 続柄	相続分
	代表者	/		
	法人番号			
	代表者以外			
	法人番号			
備考				

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名をしてください。
相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第17号様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記第18号の2様式中「印」を削る。

別記第19号の2の3様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記第19号の8様式から別記第21号様式までの規定中「印」を削る。

別記第26号の2様式(その1)から別記第26号の2様式(その3)までの規定中「名称 印」を「名称」に改める。

別記第26号の2様式(その4)中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記第28号の2様式から別記第28号の5様式までの規定中「印」を削る。

別記第29号の4の2様式中 「代表者氏名 印」 を 「代表者氏名」

に改める。

別記第29号の4の3様式中 「代表者の氏名 印」

を 「代表者の氏名」 に、「関与税理士署名押印 印」を「関与税理士署名」に改める。

別記第29号の4の4様式中 「代表者の氏名 印」

を 「代表者の氏名」 に、「関与税理士署名押印 (TEL 印)」を「関与税理士署名」に改める。

(TEL)」に改める。

別記第29号の4の5様式中 「代表者の氏名 印」

を「」に改める。

別記第29号の4の6様式及び別記第29号の5様式中「印」を削る。

別記第30号の2様式(その1)の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)中「押印」を削る。

別記第30号の2様式(その2)の(備考)以外の部分中「印」を削り、同様式(備考)中「押印」を削る。

別記第30号の3様式中 「ふりがな氏名 (名称) 印 (電話)」

を「ふりがな氏名 (名称) (電話)」に、「処理者印」を「

処理者名」に改める。

別記第32号の2様式及び別記第32号の3様式中「印」を削る。

別記第32号の4様式中 「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印」

を「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改める。

別記第33号の2様式中 「(カナ)氏名又は名称 印 電話 () —

を 「

(カナ) 氏 名 又 は 名 称	
---------------------------	--

 に改める。
電話 () —」

別記第33号の2様式の付表中「印」を削る。

別記第37号様式中「確認印」を「確認者」に、

氏 名 (名 称)	
--------------	--

印

 を 「

氏 名 (名 称)	
--------------	--

」

に改める。

別記第45号の3様式及び別記第45号の8様式(その1)中「印」を削る。

別記第45号の10様式中 「

氏名又は名称 (代表者氏名)		印
-------------------	--	---

」

を 「

氏名又は名称 (代表者氏名)	
-------------------	--

」 に改める。

別記第45号の12様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記第45号の14様式中 「

氏 名 又 は 名 称		印
-------------------	--	---

」 を 「

氏 名 又 は 名 称

」

--

 に改める。

別記第45号の14様式の付表中「印」を削る。

別記第45号の15様式中 「

氏 名 (名 称)		印
-----------	--	---

」 を

「

氏 名 (名 称)	
-----------	--

」 に改める。

別記第45号の16様式中 「

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
-------------------------	---

」

を 「

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

」 に改める。

別記第45号の17様式中「印」を削る。

別記第45号の19様式中 「

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
-------------------------	---

」

を 「

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

」 に改める。

別記第46号の2様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に、「確認印」を「確認者」に改める。

別記第46号の2の2様式及び別記第46号の2の3様式中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

別記第46号の2の4様式中「印」を削る。

別記第46号の2の5様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)」を削る。

別記第46号の2の6様式、別記第46号の2の8様式から別記第47号様式まで及び別記第47号の2の3様式中「印」を削る。

別記第52号の2様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第54号様式中「印」を削る。

別記第55号様式中 「

始動票札買受申込書に用いる印鑑押印欄	印
--------------------	---

 」

を削る。
別記第56号様式、別記第58号様式、別記第59号様式及び別記第61号様式中「印」を削る。

別記第62号の2様式中「氏名 印」を「氏名」に、「(名称及び代表者名)」を「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改める。

別記第63号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「(法人にあっては、名称及び代表者氏名)」を「(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改める。

別記第67号様式中「印」を削る。
(熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)
第2条 熊本県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「承認並びに当該承認を受けた帳簿に係る」を「規定により同条第1項に規定する帳簿に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の保存に代えようとする場合の」に、「第6章」を「第7章」に改める。

別記第1号様式中

フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	印
---------------------------	---

 」

を

フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	
---------------------------	--

 に改める。

別記第3号様式から別記第6号様式まで、別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式中 「

氏名又は名称	印
--------	---

 」 を 「 氏

名又は名称

--

 」 に改める。

別記第14号様式中

フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	印
---------------------------	---

 」

を

フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	
---------------------------	--

 に改める。

別記第15号様式中 「

氏名又は名称	印
--------	---

 」 を 「 氏名

又は名称

--

 」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中第24条の2及び第24条の3の改正規定、第32条の19を削る改正規定並びに第33条の改正規定並びに第2条中第15条の改正規定 令和4年1月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。

3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、第1条の規定による改正後の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の熊本県税条例施行規則及び第2条の規定による改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則

に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

訓 令

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法の特例
（第167条―第169条）」を削る。
第4条第1項中「又は押印漏れ」及び同項後段を削る。
第78条第2項中「受領印を徴する」を「氏名又は名称を記載させる」に改める。
第129条第1号中「納付（納入）受託証書原符に委託者の確認印を徴したうえ」を「
委託者の確認を受けた上で」に改め、同条第2号中「当該指定金融機関の受領印を徴す
る」を「必要事項を記載させる」に改める。
第143条第2項中「検印」を「確認」に改める。
第4章を削る。
別記第1号様式中「受領印」を「受領者」に改める。
別記第20号様式（その1）、別記第37号様式及び別記第53号様式中「印」を削る。
別記第54号様式中「受領印」を「受領者」に改める。
別記第55号様式を次のように改める。

別記第56号様式、別記第59号様式、別記第63号の2様式、別記第63号の3様式、別記第63号の5様式(その1)、別記第63号の9様式、別記第66号の6様式及び別記第66号の7様式中「印」を削る。
 別記第120号様式中「交付者印」を「交付者」に、「受領印」を「受領者」に改める。
 別記第121号様式中「印」を削る。
 別記第123号様式中「検印」を「確認」に改める。
 別記第124号様式中「受託吏員印」を「受託吏員」に、「検印」を「確認」に、「受領印」を「受領者」に改める。
 別記第125号様式中「印」を削る。
 別記第126号様式中「収入簿記帳印」を「収入簿記帳者」に、「徴収台帳記帳印」を「徴収台帳記帳者」に改める。
 別記第127号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、「受領印」を「受領者」に改める。
 別記第128号様式中「印」を削る。

別記第134号様式(その1)中

未納額	印

を

未納額

に改める。

別記第136号様式、別記第139号様式、別記第142号様式及び別記第152号様式中「印」を削る。
 別記第164号様式中「(氏 名) 印」を「(氏 名)」に改める。
 別記第166号様式中「年 月 日 印」を「年 月 日」に改める。
 別記第168号様式中「年 月 日 () 印」を「年 月 日 ()」に改める。
 別記第169号様式及び別記第171号様式中「印」を削る。
 別記第176号様式から別記第177号の2様式までの規定中「立 会 人 () 印」を「立 会 人 ()」に、「年 月 日 () 印」を「年 月 日 ()」に改める。
 別記第178号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式(注)を削る。
 別記第190号様式中「印」を削る。
 別記第197号様式中「立 会 人 () 印」を「立 会 人 ()」に改める。
 別記第202号様式、別記第212号様式及び別記第218号様式中「印」を削る。
 別記第221号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。
 別記第234号様式中「() 年 月 日 印」を「() 年 月 日」に改める。
 別記第246号様式(その2)中「西(東)日本電信電話株式会社 印」を「西(東)日本電信電話株式会社」に改める。

別記第247号様式、別記第248号様式、別記第251号様式及び別記第254号様式中「印」を削る。
 別記第257号様式から別記第261号様式までを削る。

- 附 則
- 1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和3年12月24日
 - (2) 目次の改正規定並びに第4章及び別記第257号様式から別記第261号様式までを削る改正規定 令和4年1月1日
 - 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。